

## 「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案」の概要

### 1. 特定継続的役務提供の規制対象に2役務を追加

- (1) パソコン教室（「電子計算機又はワードプロセッサの操作に関する知識又は技術の教授」）
- (2) 結婚相手紹介サービス（「結婚を希望する者への異性の紹介」）

なお、上記2役務ともに、2か月・5万円を超える継続的役務を対象とする。

### 2. 新規追加2役務に関する中途解約時の精算ルールの整備

- (1) 中途解約が役務提供開始前の場合、事業者が初期費用として消費者に請求できる金額（それ以外の前払金は返還する必要がある）の上限を設定
  - ・パソコン教室 : 1万5000円
  - ・結婚相手紹介サービス : 3万円
- (2) 中途解約が役務提供開始後の場合、既に提供された役務に対する費用の他、損害賠償として事業者が請求できる金額の上限（それ以外の前払金は返還する必要がある）を設定
  - ・パソコン教室 : 5万円又は契約残額の20%のうち低い額
  - ・結婚相手紹介サービス : 2万円又は契約残額の20%のうち低い額

### 3. 新規追加2役務の関連商品

役務契約をクーリング・オフ又は中途解約した場合に解約可能な関連商品の範囲を以下のとおりとする。

- ・パソコン教室 : 電子計算機及びワードプロセッサ、書籍、CD-ROM等の磁気媒体
- ・結婚相手紹介サービス : 指輪等の装身具、真珠・貴石・半貴石

## 特定商取引に関する法律における「特定継続的役務提供」に係る規制の概要

### 1. 「特定継続的役務（提供）」の定義

有償で継続的に提供される役務であって、役務提供を受ける者の心身、身上に関する目的が実現することをもって誘引されるが、その目的の実現が確実でないという特徴を有する役務（「特定継続的役務」）を一定期間以上にわたり、一定金額以上の対価を受け取り提供（役務提供を受ける権利の販売も含む。）することを、「特定継続的役務提供」として定義。

現在、政令において、エステティックサロン、語学教室、家庭教師派遣、学習塾の4役務が指定されている。

### 2. 契約締結まで及び契約締結時の書面交付の義務付け

#### (1) 契約を締結するまで

契約に至るまでの間に、消費者に対し契約を締結するに当たってその判断材料となる十分な情報の提供を行う。

#### (2) 契約締結時

契約締結時に、当該契約に基づく当事者の権利義務（役務提供の内容やその履行に関する事項、支払うべき金銭及びその時期、クーリング・オフ及び中途解約に関する事項等）を明確にする。

### 3. 誇大広告等の禁止、不実告知、威迫・困惑等の行為の禁止

### 4. 書類の閲覧等

前払方式で特定継続的役務提供を行う事業者に対し、消費者が事業者の財務内容等について確認できるよう、事業者に対してその業務及び財産の状況を記載した書類の備置及び閲覧等に応じることを義務付ける。

### 5. 指示、業務の停止等

### 6. クーリング・オフ

特定継続的役務提供契約（関連商品の販売契約を含む。）の締結後、8日以内であれば、無条件で契約を解除することができることとする。

### 7. 中途解約制度、損害賠償額等の制限

クーリング・オフ期間経過後においても、役務の提供を受ける者は、理由の如何を問わず、当該特定継続的役務提供契約（関連商品の販売契約を含む。）を解除できることとする。その際、事業者が消費者に対して請求し得る損害賠償等の額の上限を定める。